スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

愛知県知多郡東浦町

自 治 体 名 ： 愛知県知多郡東浦町
担 当 課 名 ： こども未来部教育課
電 話 番 号 ： 0562-83-3111

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

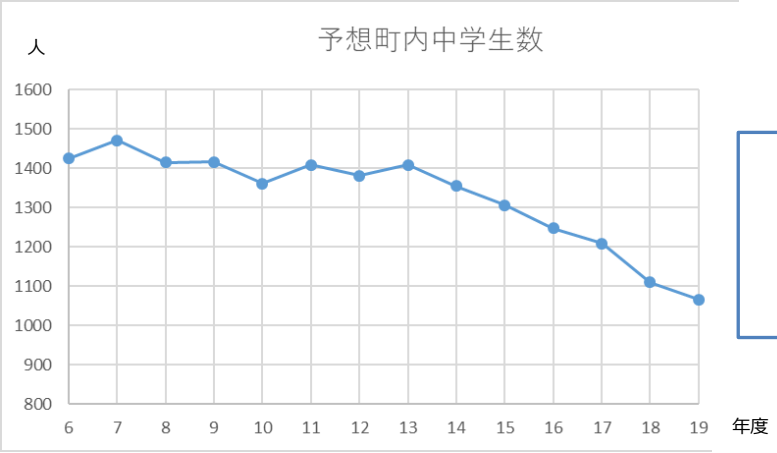
面積	31.12㎢
人口	49,673人
公立中学校数	3校
公立中学校生徒数	1,400人
部活動数 （運動部活動のみ）	27部活
地域クラブ活動数	1クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	一度策定したが、改革実行期間が示されたことを受けて、改訂中

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

東浦町では、少子化の影響により、学区の活動（部活動）だけでは、自分の趣向や可能性を模索できる機会が年々減少していくことが想定されている。その中で、令和5年度9月から町内3中学校長の決定として、休日の部活動（練習）を行わない方針が示された。よって、本町では中学生が休日にスポーツや文化芸術活動等に親しむ機会を捻出するため、町内在住の中学生なら誰でも月額1,000円で入会できる「ひがしうら地域クラブ」を立ち上げた。文化芸術活動としては、吹奏楽（東浦中学校会場、北部中学校会場、西部中学校会場）、総合文化（書道、絵画）の2活動がある。

地域クラブの方針としては、活動に親しむことを主目的としているが、町内3中学校より、令和7年9月以降は、夏の大会・コンクール以外に学校部活動として大会等には参加しないという方針が示されたため、本地域クラブとしても会員のニーズに応えるために、大会等への参加に向けて活動範囲を拡大していくことが課題となっている。

また、予算は町一般会計から歳出しており、受益者負担の考えをもっているが、受益者が中学生であることを考えると、全額受益者負担は相応しくないと考え、一部受益者負担にとどめている。指導者の方への報酬、会計年度任用職員への報酬、消耗品費等、直営の「ひがしうら地域クラブ」を継続して運営するための予算確保が課題となっている。



出典）住民基本台帳より

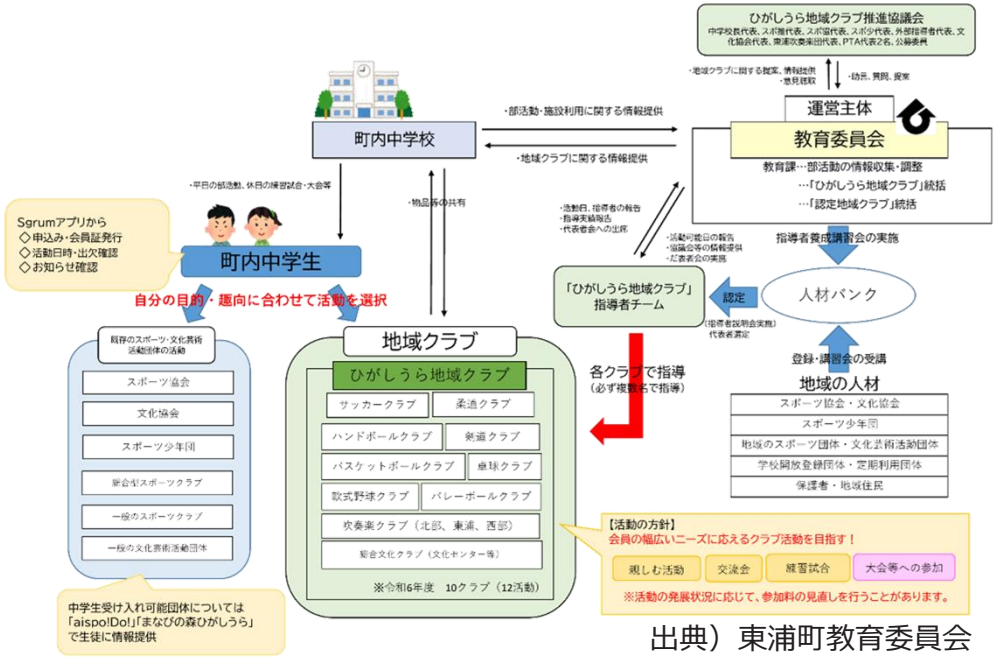
推定町内中学生数
年齢別男女別人口をもとに推定
（転入転出は考慮しない。）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



出典）東浦町教育委員会

●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（教育課）
- 地域クラブ主管、スポーツ・文化芸術クラブ運営、中学校の情報収集・共有

◉首長部局
- なし

◉コーディネーター
- なし

年間の事業スケジュール

4月	地域クラブの運営
5月	地域クラブの運営
6月	地域クラブの運営
7月	地域クラブの運営
8月	地域クラブの運営 指導者養成講習会の開催
9月	地域クラブの運営 代表者会アンケート調査（会員・保護者）
10月	地域クラブの運営
11月	地域クラブの運営
12月	地域クラブの運営
1月	地域クラブの運営
2月	地域クラブの運営 指導者養成講習会の開催
3月	地域クラブの運営 代表者会アンケート調査（会員・保護者）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		1クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数）		0クラブ（0部活動）
	B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数		1クラブ
全体の指導者数	84人	全体の運営スタッフ数	4人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数（平日・休日）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
ひがしうら地域クラブ	自治体	サッカー、バスケットボール、ハンドボール、柔道、剣道、軟式野球、卓球、バレーボール	（平日） 必要に応じて不定期に開催 （休日） 年間各40回程度＋練習試合＋交流会＋大会参加	（基本） 9:00～12:00	3年：56人 2年：120人 1年：89人	通年	84人	4人 （内、兼務0人）	月会費 1,000円	（地域クラブ） 部活動として参加しない大会で、指導者、会員の希望があったもの

③その他、体験会やイベント等の開催実績

- なし

2.実証内容と成果

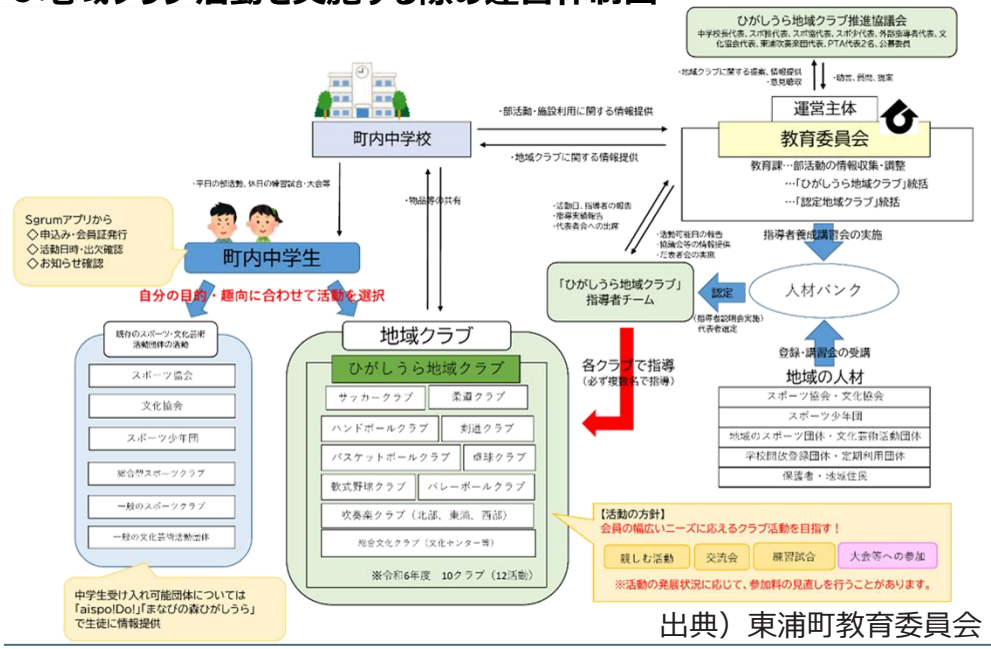
スポーツ庁

主な取組例

●ひがしうら地域クラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	サッカー、バスケットボール、ハンドボール、柔道、剣道、軟式野球、卓球、バレーボール
運営団体名	教育委員会
期間と日数	4月13日～3月31日 年間各40回程度＋練習試合＋交流会＋大会参加
指導者の主な属性	スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、部活動外部指導者、地域のスポーツ団体、学校開放団体、公共施設定期利用団体、保護者
活動場所	北部中学校、東浦中学校
主な移動手段	自転車、徒歩、送迎、公共バス
1人あたりの参加会費等（年額）	年額12,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 指導者1人あたり：1,850円/年 会員は町が加入するふれあい保険で対応のため、自己負担なし

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



出典）東浦町教育委員会

●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

- 会計年度任用職員2名
  役割：活動の安全管理、指導実績管理、会員の出席管理等を行う。
- 指導者（代表者）
  役割：各クラブの活動日・指導者の決定、代表者会への参加、会員の安全管理、必要に応じて指導を行う。
- 指導者
  役割：会員の安全管理、必要に応じて指導を行う。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 令和4年度から「ひがしうら地域クラブ」推進協議会を立ち上げ、これまで9回の協議会を開催した。本クラブが立ち上がって2年が経過したことを受け、より現場の意見をクラブ運営に生かすために、令和7年度からはクラブの代表者（11名）による「代表者会」を中心に意見を募って方針決定をする。
- 運営主体を、教育委員会の生涯学習課・スポーツ課から教育課に移管する。そうすることで、今後も中学校との連絡調整を密に取りながら進めていけるようにする。
- 現在、地域クラブは教育委員会が運営するものだけであるが、要件を明確にしながら、地域の既存競技団体等を「認定地域クラブ」として認める取組を行っていく。

今後の取組における課題

- 本クラブは活動に親しむことを主目的としているため、練習試合や大会参加等の特別活動については、基本的には通常活動とは別に行っている。そのため、今年度は夏季に熱中症予防対策等で活動を自粛した分の指導者報酬を活用して特別活動等を行ってきたが、来年度は対策をしながら夏季にも継続的に活動を行う方針であるため、特別活動の精選を行う必要がある。

取組の成果

- 令和7年9月30日（金）に、前期の活動実績や後期・令和8年度の活動に向けた諸課題への対応を議題として、第1回「ひがしうら地域クラブ」代表者会を開催した。第2回を3月下旬頃、開催予定である。
- 運営主体を、教育委員会の生涯学習課・スポーツ課から教育課に移管したことで、施設利用や物品・大会案内等の情報共有が円滑に行えるようになった。その結果、通常活動とは別に、会員の多様なニーズに応えるために行う特別活動（交流会や練習試合、大会参加等）を令和6年度（22回）の約3倍となる74回（交流会や練習試合45回、大会参加29回）実施することができた。
- 「認定地域クラブ」要件の整備については、改革実行期間が新たに設定されたことや国が認定要件の概要を示すという情報を得たため、国の方針等を確認してから検討することとした。

課題への対応方針

- 指導者（代表者）との連携を強化し、指導者報酬残額等の情報を適宜提供しながら、必要な活動を精選して取組む。
- 大会などの特別活動への参加が増えると見込まれるため、バス等の移動手段確保のための予算要求を行っていく。
- 「認定地域クラブ」要件の整備については、国の認定要件の概要と本町の目的（「新たな価値」の創出・普及）を照らし合わせながら検討を行い、改革実行期間（前期）を目標として制度設計を行う方針である。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

- 指導者に対して、モラルハラスメント研修等の指導者養成講習会を実施し、会員に対する接し方、安全管理等の知識・技能を身についてもらう。
- 教育課職員及び会計年度任用職員が地域クラブの活動場所を巡視し、不適切な指導がないか等見回りを行う。

今後の取組における課題

- 指導者養成講習会については、オンライン受講等ができる体制を整えていないため、指導者を追加できるタイミングが年間で2回に限られている。また、受講者の負担を考慮して、「町の方針」「モラルハラスメント研修」「救急法実習」の3講座としているが、より幅広い研修内容を提供できる体制を検討する必要がある。

取組の成果

- 令和7年8月23日（土）、令和8年2月7日（土）に指導者養成講習会を実施した。
- 指導者に対して、ペップトーク等の指導者養成講習会を実施し、会員に対する接し方、安全管理等の知識・技能を身についてもらった。その結果、保護者、会員から指導者の指導が不適切等の問い合わせは0件であった。
- 昨年度までは、スポーツと文化芸術活動を担当していた課にそれぞれ会計年度任用職員がいたが、情報共有が十分ではなかった。今年度からは担当課が教育課になったことで、それぞれが担当するスポーツや文化芸術活動だけではなく、教育課職員と3名で地域クラブ全体を分担して巡視し、隙間なく不適切な指導がないかを確認するようにしたため、より安全で健全な指導環境が確保できた。

課題への対応方針

- 研修動画に切り替えて、オンライン受講ができるようにすることも視野に入れて情報収集を進めていく。

指導者養成講習会
町ホームページ　二次元コード

https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/kyoiku/kyoikukikaku/gyomu/1452567127897.html

指導者養成講習会　町ホームページ
URL

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

多様な人材の発掘・配置に向けた取組

- 指導者については、生涯学習を担当する課で把握している団体（約250団体）に案内を送付したり、団体が主催する会議でプレゼンしたりして、指導者を集めた。
- 現在は、どのクラブにも10名前後の指導者が在籍しているため、指導者の採用は活動状況を鑑みながら精選して行っている。

指導者研修の内容

- 「ひがしうら地域クラブの在り方等に関する方針について」
東浦町教育委員会教育課　統括課長補佐兼指導主事　永井亮太
講義形式　30分
- 「育成年代における練習アプローチやペップトークの考え方とその実践」
一般社団法人フィジカルエクスプレッション協会スポーツアカデミー
代表トレーナー　岡田康邦氏
講義形式　90分
- 「救急法実習」普通救命救急～AED実習と心肺蘇生について～
半田消防署　東浦支署員
実技形式　120分

指導者研修受講者の声

アンケートは実施していないが、東浦町の指導者になるためには、指導者講習会の受講を義務付けている。その結果、保護者・会員から指導者の指導が不適切等の問い合わせは0件である。



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

- 令和6年10月から、会員の幅広いニーズにさらに応えるために、大会等への参加も行っている。その際、町内のスポーツ協会とも連携して参加規程等を修正してもらい、卓球クラブ、柔道クラブ、剣道クラブが地域クラブとして大会に参加することができた。今後も、他の種目についても連携を強化して、大会等に参加できる機会を捻出していく。
- 各競技の大会等の内容を把握するために、町内中学校に依頼をして、学校に送られてくる大会等の案内を教育委員会にも共有してもらう仕組みを構築した。大会等に出場するために必要な手続きや物品を指導者と把握しながら、活動の幅を広げていく予定である。

今後の取組における課題

- さらに関係団体との連携を強化して、他クラブにおいてもニーズがあれば大会参加等が行えるように検討していく。
- 現在は大会主催団体から各小中学校への案内を情報源として大会参加を行っているが、今後他の自治体においても学校部活動が縮小し、大会主催団体から各中学校への案内が少なくなっていくことが想定されるため、、学校に頼らない大会情報の入手源の確保が必要。
- 今後、大会参加を増やしていく場合に、参加条件として各競技の連盟等への登録や帯同審判が可能な人材確保の必要性がある。

取組の成果

- 町内において大会等を主催しているスポーツ協会と連携して、地域クラブから参加が可能となるように大会要項等を修正してもらい、剣道クラブ、柔道クラブ、卓球クラブで、昨年度に引き続き、大会（東浦剣道会長杯、秋季柔道大会、春季卓球大会、東浦町オープン卓球大会、冬季卓球大会）に参加した。また、新たにバスケットボール協会と連携し、バスケットボールクラブが「東浦町秋季バスケットボール大会」に参加した。
- 町内中学校から教育委員会に大会案内等を送ってもらう体制を構築したことで、今年度は令和6年（6回）の約5倍となる29回の大会に参加することができた。

課題への対応方針

- 会員からのニーズがあるため、町内軟式野球協会との相談を進めている。令和8年度中に、軟式野球クラブの町内大会出場を目指す。
- 大会情報の入手源については、引き続きスポーツ協会と連携し情報共有を図っていくほか、町外大会参加時には主催とのパイプづくりを行い、学校に頼らない情報源の確保を行っていく。
- 各競技種目の大会運営体制や参加条件、地域クラブの指導に関わる指導者の情報の把握及び整理を行い、登録料等、必要な経費があれば、予算を要求していく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　オ：内容の充実

取組事項

- 令和6年10月以前の本地域クラブの活動は、スポーツに親しむことを主目的として各クラブ週1回3時間程度としていたが、会員の多様なニーズに応えるため、交流会や練習試合、大会等への参加等の特別活動も開催し、クラブの発展状況に応じて、週2回（通常活動1回、特別活動1回）の活動も取り入れていく。また、活動場所を町内中学校の施設限定としていたが、他市町に出向いての特別活動を実施する。
- 会員、保護者に対して年に2回のアンケート調査をアプリを使って行ってきたが、今後もアンケート調査を継続し、ニーズを把握しながら運営ができるようにする。
- 令和5年度から、町内中学校の入学説明会にて毎年地域クラブの説明会を開催している。令和7年度も継続して取組む予定である。

取組の成果

- 通常活動とは別に、特別活動を令和6年度（22回）の約3倍となる74回（交流会や練習試合45回、大会参加29回）実施することができた。そのうち、25回が他市町に出向いての特別活動となった。活動の詳細は、町ホームページ「ひがしうら地域クラブ」に掲載している。
- 会員、保護者に対して、9月14日（日）～9月23日（火）にアプリを使用したアンケート調査を実施した。その結果を「第1回ひがしうら地域クラブ代表者会」で提示し、今後の運営方針を決定していくための資料として活用した。令和8年3月にも2回目のアンケート調査を実施予定である。
- 令和8年1月22日（木）に北部中学校、令和8年1月23日（金）に東浦中学校、令和8年2月5日（木）に西部中学校の入学説明会に参加し、本クラブ及び本町の方針について周知を図った。

今後の取組における課題

- 来年度は夏季の通常活動を増やす予定であるため、特別活動の回数を精選するべきか検討する必要がある。
- 入学説明会で本クラブ等について説明できる時間が学校事情によって異なっていることが課題。

課題への対応方針

- 指導者（代表者）との連携を強化し、指導者報酬残高等の情報を適宜提供しながら、必要な活動を精選して取組む。
- 入学説明会については、早い段階で各中学校に相談して、地域クラブ活動への理解を深め、十分な説明時間を確保してもらえるように働きかける。

「ひがしうら地域クラブ」
町ホームページ　二次元コード

【URL】
https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/kyoiku/kyoikukikaku/gyomu/13106.html

「ひがしうら地域クラブ」
町ホームページ　URL

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

取組事項

- 入会を希望する生徒及び保護者が、東浦町就学援助費事務取扱要綱の規定に定める就学援助の認定を受けている場合は、保護者からの申請により参加料の減額措置（1/2）を講じる。
- 改革推進期間の終了に伴い、参加料（月額1,000円）の見直しを検討する。
- 保護者の経済的負担を軽減するため、会員の活動時等におけるケガの保険については、東浦町が加入している社会活動用の保険で対応している。

今後の取組における課題

- 昨年度までは、生涯学習を担当するスポーツ課・生涯学習課が地域クラブの所管をしていたため、参加料の減額措置を受けるためには、各家庭に「就学援助費受給認定証」のコピーと申請書を紙媒体で提出してもらっていた。今年度は、昨年度の運営方法を引き継いで運営したが、より多くの就学援助の認定を受けている家庭の生徒に入会してもらえるように、申請手続きの見直し・簡略化を図っていく。
- 部活動の地域展開等推進事業等の補助金が得られなくなった場合は、再度参加料の見直しを行う必要がある。

取組の成果

- 参加料の減額措置については、サッカー、バレーボール、卓球、剣道、吹奏楽に参加している計8名の会員に実施した。
- 参加料の見直しについては、会員数が増加している（延べ数　令和5年：187名、令和6年：294名、令和7年：336名）ことや改革実行期間（前期・後期）が設定され、部活動の地域展開等推進事業等が開始されることや、独立行政法人スポーツ安全協会から採択を受けたスポーツ活動等普及奨励助成事業を活用した財源の確保を考慮したうえで、来年度は据え置きとした。

課題への対応方針

- 専用アプリからの入会申請時に参加料の減額希望があった場合、就学援助の認定確認は教育課内で直接できるため、「就学援助費受給認定証」のコピーの提出を廃止する。また、申請書については、電子フォームからの申請に変更し、保護者負担を軽減する。
- 部活動の地域展開等推進事業の補助金等を活用しながら、低廉な額の参加料で地域クラブを運営し、「新たな価値」の創造・普及や会員数のさらなる増加をねらう。その結果も鑑みながら、引き続き公的資金と受益者負担のバランスを検証していく。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

取組事項

- 活動では原則学校施設を活用するため、各学校に何が備えられているかを把握し、指導者と情報共有したうえで、活動に必要な備品等については、教育委員会が学校と対話を行い地域クラブで借用している。
  また、地域クラブで使用して良いものとそうでないものの線引きを行い、指導者へ周知している。
- 現在、地域クラブは教育委員会が運営するものだけであるが、要件を明確にしながら、地域の既存競技団体等を「認定地域クラブ」として認め、学校施設を有効活用する取組を行っていく。

取組の成果

- 各学校に何が備えられているか、活動に何が必要かを指導者とともに情報整理を行ったことで、支障なく活動が行えている。
  また、あらかじめ学校側と対話することにより、部活動と地域クラブ間でのトラブルを避けることができた。
- 「認定地域クラブ」要件の整備については、改革実行期間が新たに設定されたことや国が認定要件の概要を示すという情報を得たため、国の方針等を確認してから令和8年度以降に検討することとした。

今後の取組における課題

- 今後、学校部活動が縮小していく中で、各施設に備えている部活動関連の備品・消耗品等の更新にかかる予算が減少していくと想定される。
  特にボールなどの消耗品類については、消耗が激しい競技（主に卓球）においては今後の課題。
- 地域の既存競技団体が「認定地域クラブ」となることのメリットをどのように設定していくかが課題。現時点では、学校施設の優先利用を認めていくことを考えているが、本地域クラブも活動しており、使用できる施設には限りがある。そのため、認定できる種目が限られる等デメリットも生じる可能性があるため、検討が必要である。

課題への対応方針

- 今後減少していくと想定される部活動関連の備品・消耗品にかかる予算については、独立行政法人スポーツ安全協会の助成金や、企業版ふるさと納税など、多種多様な財源の研究・確保に努めていくほか、必要に応じて会員の月額参加料の値上げを検討していく。
- 「認定地域クラブ」要件の整備については、国の認定要件の概要と本町の目的（「新たな価値」の創出・普及）を照らし合わせながら検討を行うとともに学校開放（学校施設の地域住民等への開放）を所管する部署と協議をしながら、改革実行期間（前期）を目標として制度設計を行う方針である。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

- 指導者養成講習会を年間2回（第1回：8月23日、第2回：2月7日）実施し、新たに指導者を15名（内スポーツクラブ10名）加えて、指導者数が計126名（内スポーツクラブ80名）となった。指導者全員が、会員に対する接し方や安全管理等の共通の知識・技能を身に付けていることや会員・保護者に行ったアンケート調査結果を代表者会で周知して活動方針に生かす等の取組を行ってきたことで、保護者・会員から指導者の指導が不適切等の問い合わせは、今年度も0件であった。
- 会員の多様なニーズに応えるために、通常活動とは別に、特別活動にも積極的に取組、令和6年度（22回）の約3倍となる74回（交流会や練習試合45回、大会参加29回）実施することができた。
- 参加料の見直しについては、会員数が増加していることや改革実行期間（前期・後期）が設定され、部活動の地域展開等推進事業等が開始されることや、独立行政法人スポーツ安全協会から採択を受けたスポーツ活動等普及奨励助成事業を活用した財源の確保を考慮したうえで、来年度は据え置きとした。
- 「認定地域クラブ」要件の整備については、改革実行期間が新たに設定されたことや国が認定要件の概要を示すという情報を得たため、国の方針等を確認してから令和8年度以降に検討することとした。

●成果の評価

- 指導者の質を保証するための指導者養成講習会や会員・保護者へのアンケート調査は、申請時の計画通りに実施することができた。保護者、会員からの指導や運営が不適切等の問い合わせは0件であったことから、安定した地域クラブ運営を継続して行うことができたと考える。
- 通常活動を原則としつつ、特別活動にも積極的に取組んできたことで、会員の多様なニーズに応じた活動を柔軟に提供できる環境が整ってきた。今年度は、活動の幅を広げるために可能な限り実施する方針で取組んできたが、今後は主目的である「新たな価値」の創出や受益者負担額を検証する観点から、通常活動と特別活動のバランスを検証していく。
- 参加料の見直しについては、保護者・会員に行ったアンケート調査結果からも、参加料を上げると競技的な成果を求められる傾向があることが分かったため、「新たな価値」の創出・普及を強化していくためには、現時点では据え置きとすることが有効だと判断した。

●今後に向けて

- 今年度は、会員の多様なニーズに幅広く応えるために特別な活動にも積極的に取組んできたが、特別な活動を増やすほどマルチに参加する会員やレクリエーション志向で参加する会員が減少することが分かった。よって、今後は特別な活動と通常活動のバランスを検証し、多様なニーズが共存できる地域クラブ活動環境を整えていきたい。
  一方で、活動の幅を広げる分、指導者報酬等や備品・消耗品などの必要経費が増加していき、その分会員の月額参加費の値上げを検討しなければならない。
  当町では、ひがしうら地域クラブが徐々に認識され始めた段階と認識しており、月額参加費が加入障壁とならないよう、活動の軌道に合わせてバランスを取っていく視点も大切にしていきたい。
- 「認定地域クラブ」要件の整備については、国の認定要件の概要と本町の目的（「新たな価値」の創出・普及）を照らし合わせながら検討を行い、改革実行期間（前期）を目標として制度設計を行っていきたい。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

アンケート結果・参加者/関係者の声

●アンケート結果　●参加者/関係者の声

「ひがしうら地域クラブ」の運営を開始してから、毎年年間2回程度（9月頃、3月頃）の会員・保護者向けのアンケート調査を実施している。
自由意見を含め、現在の活動内容に対する満足度や改善点、月額参加費等について調査を実施・集約を行い、その結果を「ひがしうら地域クラブ」代表者会の資料として作成・情報共有を行い、教育委員会と指導者間での意見交換や今後の運営方針決定の参考資料としている。
○ 令和7年度第1回「ひがしうら地域クラブ」代表者会資料→会員アンケート調査結果について【資料3】

「ひがしうら地域クラブ」推進協議会等の資料・会議録　町ホームページ　URL

【URL】
https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/kyoiku/kyoikukikaku/gyomu/12528.html

「ひがしうら地域クラブ」推進協議会等
の資料・会議録
町ホームページ　二次元コード



2.実証内容と成果③

スポーツ庁

参考資料

【交流会や練習試合等】

















【大会等への参加】

















2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和4年

検討会の設置
予備検討開始

協議会の設置
検討開始

令和5年

指導者の募集

生徒、保護者への説明
指導者説明会

地域クラブ活動の開始

令和6・7年

地域クラブ活動の拡充

令和4年度

令和5年度から令和7年度を改革集中期間（のち改革推進期間）とすることが国から示されたことから、町で検討会（町内中学校長及び部活動主任で構成）・協議会（関係団体及び公募委員で構成）を立ち上げ、検討を開始した。

その中で、町内3中学校長の決定として、令和5年9月から休日に部活動の練習を行わないという部活動改革が行われることを把握したため、休日の活動機会を確保するために、町直営の地域クラブを設立する方針で意見がまとまった。

また、各学校において存在する全ての種類の部活動全ての受け皿としてではなく、活動の体制が整ったものから地域クラブとして活動を開始する方針で決定した。

令和5年度

東浦町部活動の地域移行推進協議会を開催し、委員からの意見を踏まえながら、町直営のひがしうら地域クラブの制度設計を行った。

また、町内中学校で行われる部活動説明会や指導者説明会において、9月から開始するひがしうら地域クラブの説明を行った。

ひがしうら地域クラブの運営を始めた当初は、活動体制が整ったスポーツの5種目（柔道、剣道、サッカー、ハンドボール、バスケットボール）であったが、令和6年1月に軟式野球、バレーボール、卓球、吹奏楽を立ち上げて運営を開始した。

スポーツと文化芸術活動で9種類の活動となり、会員になればどの活動にも自由に参加することができることが最大の特徴となっている。

令和6・7年度

令和6年10月に総合文化を立ち上げて運営を開始した。

令和7年度からは、より現場の声を運営に反映させるために、意見聴取の場を協議会から代表者会に切り替えた。

町内3中学校から、「令和7年9月以降は夏の大会以外は部活動として参加しない」方針が示され、地域クラブ会員の交流会や大会参加等のニーズが高まっていくことが予想されたため、活動の拡大に取組んだ。吹奏楽については、9回の強化練習や交流会、発表会を実施し、2回の大会参加を行った。その結果、4チームが県大会に進出することができた。総合文化は休止して運営体制の見直しに取組、令和8年2月から再始動した。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

【新たな地域クラブ活動等の全体像】

スケジュール（イメージ図）

	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13年度（2031）
教育委員会	「ひがしうら地域クラブ」拡充・活動拡大（交流会・大会参加等の拡充）の推進準備						「ひがしうら地域クラブ」会員を多世代に拡充		
				（地域のスポーツ・文化芸術団体等）認定地域クラブ活動の選定・活動支援・大会等への参加規程などの情報提供					
						運営管理の拡充（大学・企業等への委託、連携、協力）or専門部局の設立			
ひがしうら地域クラブ	休日のスポーツ・文化芸術活動（誰でも活動に親しめる活動）						「新たな価値観」のさらなる普及 マルチ活動・多世代交流・引退の伴わない活動　等		
	会員のニーズに合わせた活動の発展（交流会・練習会・大会参加等含）								
	・新規クラブの設立 （試行的に） ・他チーム等との練習試合 ・高等学校等との合同練習	・新規クラブの設立 ・申込、支払い、連絡アプリ導入 （試行的に） ・他チーム等との練習試合 ・高等学校等との合同練習	・機構改革による担当課変更 ・保険適応範囲の拡大（会員） ・中学生（他チーム）との交流 ・小学生、高校生等の他世代との交流 ・大会等への参加（希望制） ・地域での発表会等への参加 ・総合文化クラブの見直し ・参加料の見直し	・中学生（他チーム）との交流 ・小学生、高校生等の他世代との交流 ・大会等への参加（希望制） ・地域での発表会等への参加 ・総合文化クラブの安定的運営	・中学生（他チーム）との交流 ・小学生、高校生等の他世代との交流 ・大会等への参加（希望制） ・総合文化クラブの拡充 ・地域クラブのOB・OGを指導者に取り込む。	・運営管理団体の選定or専門部局設立の検討 ・中学生（他チーム）との交流 ・小学生、高校生等の他世代との交流 ・大会等への参加（希望制） ・総合文化クラブの拡充 ・地域クラブのOB・OGを指導者に取り込む。 ・参加料の見直し	・運営管理団体の選定or専門部局設立の検討 ・会員を多世代に拡充 ・他団体との交流 ・大会等への参加（希望制） ・総合文化クラブの拡充 ・部活動引退後の生徒に向けた募集案内を配信 ・地域クラブのOB・OGを指導者に取り込む。	・運営管理団体の選定or専門部局設立の検討 ・会員を多世代に拡充 ・他団体との交流 ・大会等への参加（希望制） ・総合文化クラブの拡充 ・部活動引退後の生徒に向けた募集案内配信 ・地域クラブのOB・OGを指導者に取り込む。	・運営管理団体の決定or専門部局設立 ・会員を多世代に拡充 ・他団体との交流 ・大会等への参加（希望制） ・総合文化クラブの拡充 ・吹奏楽クラブの統合 ・部活動引退後の生徒に向けた募集案内配信 ・地域クラブのOB・OGを指導者に取り込む。 ・参加料の見直し
地域のスポーツ団体文化芸術団体等への働きかけ	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請 ・大会参加規程等の情報提供	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請 ・合同練習会等での交流 ・大会参加規程等の情報提供 ・大会等の参加へのサポート（地域移行部活動枠で出場を希望する団体があった場合）	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請 ・東浦町認定地域クラブ団体活動の選定（種目限定） ・活動支援（活動場所等） ・大会参加規程等の情報提供 ・大会等の参加へのサポート	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請 ・東浦町認定地域クラブ団体活動の選定（種目限定） ・活動支援（活動場所等） ・大会参加規程等の情報提供 ・大会等の参加へのサポート	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請 ・東浦町認定地域クラブ団体活動の選定（種目限定） ・活動支援（活動場所等） ・大会参加規程等の情報提供 ・大会等の参加へのサポート	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請 ・東浦町公認団体の認定（種目拡充） ・活動支援（活動場所等） ・大会参加規程等の情報提供 ・大会等の参加へのサポート	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請 ・東浦町公認団体の認定（種目拡充） ・活動支援（活動場所等） ・大会参加規程等の情報提供 ・大会等の参加へのサポート	・中学生受け入れ協力要請 ・「aispo!Do!」への登録要請 ・「まなびの森ひがしうら」への登録要請 ・東浦町公認団体の認定（種目拡充） ・活動支援（活動場所等） ・大会参加規程等の情報提供 ・大会等の参加へのサポート
	第1期（改革推進期間）			第2期（改革実行期間前期）			第3期（改革実行期間後期）		